



何気に送っただけなのに
消せない…



ぜったいダメ!! じがどり 自画撮り

かつよう

活用しよう!!

フィルタリング



安心して使える

山梨県青少年保護育成条例による対応強化

★ポイント①：青少年の「自画撮り被害」を防止するための対応強化

青少年がSNSなどで知り合った人に、だまされたり、脅されたりして、自分の裸や下着姿などを携帯電話やスマートフォンで撮影し、送信させられる「自画撮り被害」が増加しています。

送った画像が一旦インターネット上に流出してしまうと、完全に消し去ることは困難となります。「自画撮り被害」は、子どもたちの将来に関わる深刻な被害です。

★ポイント②：インターネット上の「有害情報等」への対応強化

青少年にとって、携帯電話やスマートフォンは、インターネットを利用する上で大変便利なものです。しかし、利用の仕方によっては、大きな危険性もあります。

青少年が、安全に安心してインターネットを利用するために、携帯電話事業者などは、保護者に対して、提供するフィルタリングサービスの説明とその書面の交付を行う必要があります。また、保護者は、フィルタリングサービスを利用しないなどの場合は、理由を記載した書面を提出する必要があります。

★ポイント①：青少年の「自画撮り被害」を防止するための対応強化

児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止（第12条の3）

(1) 自画撮り被害が急増中

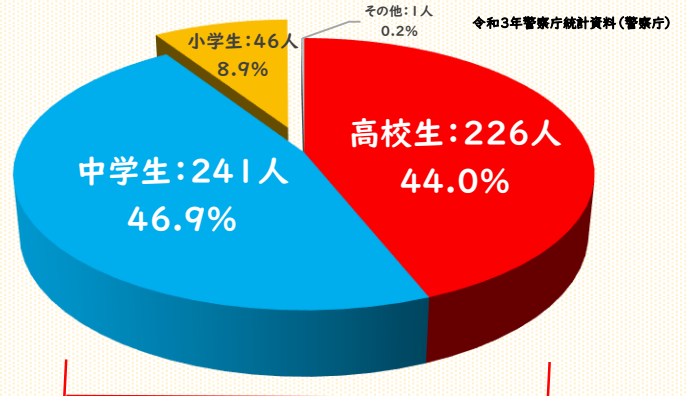
子どもたちがスマートフォンを用いて、インターネット利用する割合は年々増加しています。令和3年度、「自画撮り被害」にあった児童は全国で514人にのぼり、**中学生・高校生で全体の約9割**を占めています。

青少年のスマートフォンによるインターネットの利用率

	H30	R1	R2	R3
小学生	45.9%	49.8%	53.1%	53.4%
中学生	70.6%	75.2%	79.3%	80.8%
高校生	97.5%	97.1%	98.0%	98.7%

令和3年度青少年のインターネット利用環境実態調査（内閣府）

「自画撮り被害の児童数」の推移



約9割

(2) 自画撮り被害がもたらす危険性

インターネット上へ
画像が流出・拡散

すべて削除することは不可能であり、
将来にわたって苦しめられる。

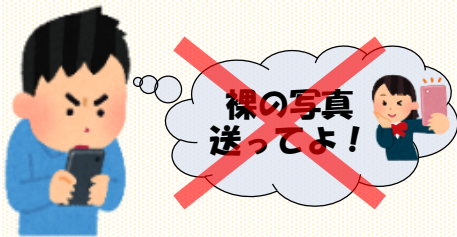
二次被害

画像をもとに脅迫等され、金銭の要求や
性被害などの重大な事件に発展する。

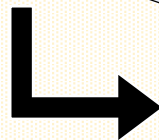
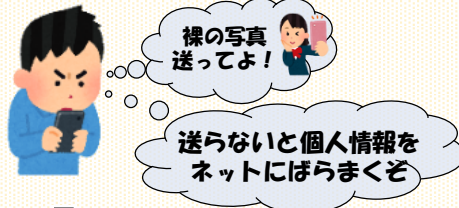
(3) 条例において

① 当該少年に係る児童ポルノ等の**要求行為の禁止**

② 当該少年に係る児童ポルノ等の**不当な要求行為の禁止**



※児童ポルノ等とは、18歳未満の者の裸等を描写した
・写真、画像
・映像を保存したDVD、USB等
・メールで送らせた画像 などのことです



罰金30万円以下
(不当な要求行為)

※不当な要求とは…

- ① 青少年に提供を拒まれたにもかかわらず、提供を求める行為
- ② 青少年を威迫し、欺き、困惑させ又は青少年に対し対償を供与する等の方法により、提供を求める行為

(4) 自画撮り被害にあわないために

撮らない!
送らない!
信用しない!

- 自分の裸や下着姿の写真などをスマートフォンで**撮影しない!**
- インターネット上で知り合った相手はもちろん、交際相手や友達など信用している相手であっても、自分の裸や下着姿の**写真を送らない!**
- インターネット上で知り合った相手を**容易に信用しない!**

フィルタリングの利用促進（第7条の3）

（1）携帯電話事業者等（販売店、代理店を含む）の義務

- ①保護者に対して、右記説明事項を書面をもって説明するとともに、これらの事項を記載した書面を交付しなければならない
- ②保護者から、**フィルタリングサービスを利用しない、又はフィルタリング有効化措置を講じない**旨の申出があった場合には、理由を記載した書面（データを含む）を保存しなければならない。（契約が終了する日、又は青少年が18歳に達する日のいずれか早い日まで）

インターネットを不適切に利用すると・・・

フィルタリングサービスとは・・・



保護者に対する説明事項

- 一 青少年が携帯電話端末等からインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。
- 二 保護者が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするとき、又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じない旨の申出をするときは、理由を記載した書面を提出する義務があること。

（2）保護者の義務

保護者は、フィルタリングサービスを利用しない、またはフィルタリング有効化措置を講じない場合、理由を記載した書面を携帯電話事業者に提出する必要があります。

理由とは、以下のような場合です。

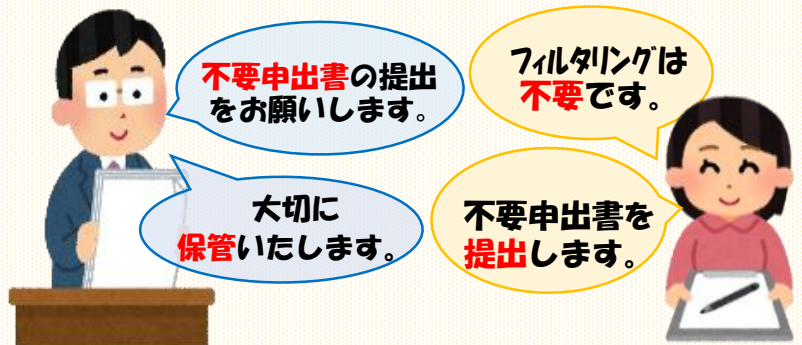
- 一 青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
- 二 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
- 三 保護者がその保護する青少年の携帯電話事業者の利用状況を適切に把握する等により、当該青少年が青少年有害情報の閲覧をすることがないようにすること。

不要申出書の提出をお願いします。

フィルタリングは不要です。

大切に保管いたします。

不要申出書を提出します。



不要申出書に必要な事項

- 申出年月日
- 保護者の氏名、住所、電話番号
- その他知事が必要と認める事項（生年月日、続柄、年齢等）



スマホ利用には、子供と家庭でルール作りを！

青少年が、興味のままスマートフォンを使っていると、思わぬトラブルに巻き込まれたり、長時間利用により、学習や生活習慣に悪影響を及ぼしたりすることが考えられます。

よりよくスマートフォンを使うための、**わが家の「マイルール」**を作ることをおすすめします。

スマホ
ゲーム

わが家の「マイルール」



こちらから「マイルール」をダウンロードできます。
ぜひ活用してみてください。



家の「マイルール」

スマホやゲームを使う時は「**わが家のマイルール**」を守ります。

「守る」ときめたルールには に **✓マーク** をつけます。

遊んでいいのは、1日 _____ 分・時間までにします。

平日 _____ 時以降、休日 _____ 時以降は使いません。

スマホやゲームは _____ 【場所】 でのします。

新しいアプリやゲームを入れる時、**お金がかかる場合は必ず**相談します。

SNSやメール、チャットのやり取りは、**言葉の使い方や個人情報**に注意します。



信用している相手であっても、見られて困る写真や動画は**撮りません、送れません**。

フィルタリング(有害サイトアクセス制限)を使います。

スマホで困ったことがあったら**すぐに相談**します。

その他のルール(お家の人と相談してきめたルール)



わが家の「マイルール」を**守れなかったときは**、
_____ します。

年 月 日

子どものサイン



お家の人サイン



「マイルール」は
定期的な見直しを
しようね!!

© HISHIMARU TAKEDA

【お問い合わせ先】

山梨県教育庁生涯学習課 青少年保護育成担当



〒400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

☎ 055-223-1356 ㊚ 055-223-1775

URL: <https://www.pref.yamanashi.jp/shougai-gks/index.html#seishonenhogoikuse>

不明な点は
遠慮なく
お問い合わせ
ください

